随意契約理由書

件名	豊中市立第九中学校体育館トイレ等内装改修給排水衛生設備工事
契約の相手方	有限会社ダイシン設備
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
随意契約理由	当該業者は、本市内において現に履行中の本市発注の同種工事を受注しており、当該業者に本工事を履行させた場合、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により随意契約を締結するものです。
備 考	